

きゅうゆうせい ほ ご ほ う

旧優生保護法 による

こどもが できなくなる 手術など を 受けた人 や
おなかの中の 赤ちゃんを うめなくされた人 と ご家族へ
お金を受け取ることができます。

きゅうゆうせい ほ ご ほ う ほ しょうきんとうしきゅうほう

1. 旧優生保護法補償金等支給法について

令和6年10月に「旧優生保護法補償金等支給法」という法律ができました。
この法律は 本人の気持ちも聞かれることなく こどもができなくなる 手術
などを 受れたり 赤ちゃんを うめなくされ
からだやところに 大きな苦しみや痛みを 受けた方々 に 対して お金を
払うことを 定めています。

せいきゅうき げん れいわ ねん がつ にち
【 請求期限 : 令和 12 年 1 月 16 日 】

2. お金を受け取ることができる人 ・ 受け取ることができる金額

① 補償金

- こどもができなくなる手術など を受けた人
→ 1500万円
- こどもができなくなる手術など を受けた人 の 結婚相手
→ 500万円

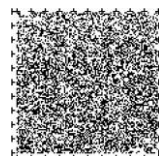
▼音声コード

※本人が亡くなっている場合は その家族が 受け取ることができます。

こどもまんなか
こども家庭庁



愛知県



② 優生手術等一時金

- こどもができなくなる手術などを受けた人
→ 320万円

※補償金を受けた場合も受け取ることができます。

③ 人工妊娠中絶一時金

- おなかの中の赤ちゃんをうめなくされた人
→ 200万円

※優生手術等一時金を受けた場合は受け取ることができません。

3. お問い合わせ先

まずは窓口にご相談しましょう。

ご希望があれば 手続きを 弁護士が 無料で お手伝いします。

<愛知県 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口>

○電話番号 052-954-6009 FAX 052-954-7493

○メールアドレス kokoro@pref.aichi.lg.jp

○受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00

(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

○所在地 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎1階

保健医療局 健康医務部 医務課 こころの健康推進室内

<こども家庭庁 旧優生保護法補償金等に関する相談窓口>

○電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753

○メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

○受付時間 10:00~17:00

(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

▼音声コード

